

# 愛知県陶磁美術館陶芸館売店等事業者募集要項

## 1 目的

愛知県陶磁美術館は、陶磁に関する美術的、歴史的、産業的に貴重な資料を収集、保存、展示及び調査研究を進めることにより、陶磁文化の普及、向上と陶磁器産業の振興に資することを目的に設置されました。昭和 53 年 6 月の開館以来、国内屈指の陶磁専門ミュージアムとして、日本やアジアを始めとする世界各地の様々なやきものの魅力を展覧会や関連催事を通じて紹介しています。

今回、この施設の魅力をより一層高めることを目的として、愛知県陶磁美術館内にある陶芸館の売店及び自動販売機を運営する事業者を、次のとおり募集します。

## 2 施設の概要

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 名称      | 愛知県陶磁美術館   |
| (2) 所在地     | 愛知県瀬戸市南山口町 234 番地  |
| (3) 設置者     | 愛知県  |
| (4) 敷地面積    | 280,480.47 m <sup>2</sup>  |
| (5) 規模構造    | 本館：地上 3 階地下 1 階建、南館：平屋一部 2 階建、西館：平屋建、陶芸館：地上 1 階地下 2 階建、茶室：平屋建  |
| (6) 建築面積    | 本館：6,387.00 m <sup>2</sup> 、南館：1,475.42 m <sup>2</sup> 、西館：275.50 m <sup>2</sup> 、陶芸館：1,442.25 m <sup>2</sup> 、茶室：160.36 m <sup>2</sup>  |
| (7) 延床面積    | 本館：14,792.45 m <sup>2</sup> 、南館：1,519.39 m <sup>2</sup> 、西館：232.75 m <sup>2</sup> 、陶芸館：3,541.41 m <sup>2</sup> 、茶室：148.23 m <sup>2</sup> |
| (8) 開館時間    | 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分<br>(ただし 7 月 1 日～9 月 30 日の間は午後 5 時まで)   |
| (9) 休館日     | 毎週月曜日 (ただし休日の場合は開館し、直後の平日を休館とします。) 及び 12 月 28 日から 1 月 4 日まで  |
| (10) ホームページ | 愛知県陶磁美術館 公式サイト <a href="https://www.pref.aichi.jp/touji/">https://www.pref.aichi.jp/touji/</a>   |

## 3 陶芸館売店等の概要

### (1) 設置場所

愛知県瀬戸市南山口町 234 番地 愛知県陶磁美術館 (別紙図面参照)

- ・陶芸館売店
- ・自動販売機 (1 台・同館内)

- (2) 面積
- ・陶芸館売店 21.31 m<sup>2</sup>
  - ・自動販売機 1.2 m<sup>2</sup>

#### 4 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項第1号から第6号までのいずれにも該当しない者（いずれかに該当した者であって、その事実があった後3年を経過した者を含む。）であること。
- (3) 参加資格結果通知を発行してから審査結果通知までの間、愛知県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（愛知県知事等・愛知県警察本部長、平成24年6月29日締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 公租公課を滞納していないこと。

#### 5 営業内容

- (1) 運営主体  
事業者自ら運営を行い、販売代金は事業者に帰属します。運営にかかる経費は、事業者の負担とします。
- (2) 営業内容及び販売価格  
営業内容は別紙「愛知県陶磁美術館陶芸館売店等概要」のとおりとします。
- (3) 営業日  
愛知県陶磁美術館の開館日  
※休館日 毎週月曜日（ただし休日の場合は開館し、直後の平日を休館とします。）  
及び12月28日から1月4日まで
- (4) 営業時間  
・陶芸館売店 午前9時30分から午後3時30分まで
- (5) 使用料  
愛知県の「行政財産の特別使用に係る使用料条例」により算出した額とします。  
※別添資料2「公募に係る情報一覧」参照  
ただし、光熱水費等は別途実費負担とします。
- (6) 使用期間  
令和6年11月1日から令和7年3月31日まで  
（期間満了2か月前までの申請により更新）

- (7) 備付設備等  
備付の設備は現状のままの引渡しとし、以後の修繕等は事業者が行うものとします。  
新設される場合は、事業者において準備していただきます。
- (8) 営業開始日  
令和6年11月1日
- (9) その他  
店舗の運営にあたり、営業内容等の詳細については、愛知県陶磁美術館と協議するものとします。営業開始後に営業時間・内容等の変更を希望される場合も同様です。

## 6 応募方法

- (1) 募集資料の配布
  - ア 配布時期  
令和6年7月9日（火）から令和6年8月9日（金）まで
  - イ 配布場所  
愛知県陶磁美術館 総務課  
〒489-0965 愛知県瀬戸市南山口町 234 番地  
電話 0561-84-7474
  - ウ 愛知県陶磁美術館ホームページからも資料入手が可能です。
  - エ 現地説明を希望する事業者は、予めご連絡ください。
- (2) 応募書類の受付
  - ア 書類の提出  
応募を希望する事業者は、申込書及び1次審査提出書類を愛知県陶磁美術館総務課に提出してください。1次審査を通過した応募者は、2次審査提出書類を審査当日に提出していただきます。
  - イ 書類受付期間  
令和6年7月11日（木）から令和6年8月9日（金）午後5時まで  
（受付期間は午前9時から午後5時まで。ただし、土・日・祝日は除く）  
なお、郵送による提出の場合は、令和6年8月9日（金）午後5時必着とします。

## 7 選考方法及び決定時期

- (1) 書面審査により、応募事業者を数社程度に選考します。（1次審査）  
1次審査結果は、令和6年8月下旬までにお知らせします。
- (2) 1次審査を通過した応募事業者から、審査委員会における審査により事業者を選定します。なお、審査委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問い合わせ及び異議申立てには応じません
- (3) 審査委員会では、提出された運営企画書に基づく提案者によるプレゼンテーション（15分）により評価を行います。（プレゼンテーションは、提案書により行うこととし、パソコン及びプロジェクター等を使用する場合は、持ち込み可とします。）  
また、説明終了後、10分程度の質疑応答を行います。

なお、プレゼンテーションの日程（9月上旬頃）については、別途連絡します。

- (4) 審査基準は、別紙「愛知県陶磁美術館陶芸館売店等事業者募集審査基準」のとおりとします。

## 8 選定結果の公表

審査結果は、令和6年9月中旬に応募者に通知するとともに、ホームページ上で公表します。

## 9 その他

- (1) 本件に関する一切の費用は、参加者の負担とします。  
(2) 提出資料については、返却いたしません。  
(3) 営業条件等の詳細については、決定後協議します。  
(4) 決定後は、営業等に関する必要なすべての手続きを遅滞なく行ってください。

(連絡先)

〒489-0965 愛知県瀬戸市南山口町 234 番地

愛知県陶磁美術館 総務課

電 話 0561-84-7474 (内線 333 日置、石井)

F A X 0561-84-4932

E-mail touji@pref.aichi.lg.jp